

南丹広域振興局・府民公募型安心・安全整備事業審査委員会設置要領

(趣 旨)

第1 この要領は、府民公募型安心・安全整備事業（以下、「整備事業」という。）における、府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（南丹広域振興局）（以下、「審査委員会」という。）を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 審査委員会は、京都府南丹広域振興局管内における整備事業の事業箇所の採択に関する事項についての審査等を行う。

(構成等)

- 第3 審査委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 審査委員会に座長を置くこととし、委員の互選により決定する。
 - 3 座長は審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。

(会 議)

- 第4 審査委員会の会議は、座長が招集し、主宰する。
- 2 座長が職務を遂行できないときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
 - 3 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見・助言を求めることができる。
 - 4 審査委員会を構成する者がやむを得ない事由により出席できないときは、その者の指示を受けた者が座長の承認を得て、代理出席することができる。

(庶 務)

第5 審査委員会の庶務は、京都府南丹広域振興局企画総務部総務室において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、座長等が定める。

附 則

- この要領は、平成21年5月7日から施行する。
この要領は、平成22年7月5日から施行する。
この要領は、平成23年7月5日から施行する。
この要領は、平成24年7月23日から施行する。

[別表]

南丹広域振興局・府民公募型安心・安全整備事業審査委員会委員

所属・役職	氏名
京都学園大学バイオ環境学部教授	ふかみ はるかず 深見 治一
京都学園大学経済学部教授	うさみ てるお 宇佐美 照夫
亀岡市まちづくり推進部理事	ふるばやしみねお 古林 峰夫
南丹市土木建築部長	ひとり ひとし 人羅 均
京丹波町土木建築課長	とくら たかひで 十倉 隆英
京都府教育庁管理部理事	いしだ ひとし 石田 斉
京都府警察本部交通規制課長	よしかわ きよし 吉川 潔
南丹広域振興局企画総務部長	うえじょう まさかず 上條 正和
南丹広域振興局農林商工部長	なかむら まさひろ 中村 昌博
南丹広域振興局建設部長	かわしま じゅんいち 川嶋 淳一